

答 申 書

答申第 1 5 号（諮問第 1 5 号）

令和 7 年 7 月 2 8 日

井川町固定資産評価審査委員会 様

井川町情報公開審査会

令和 7 年 1 月 2 3 日付け井固評発第 4 0 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 1 0 月 1 日付け井固評発第 2 9 号により、井川
町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、請求対象外開示処分については取消しを求め、部分不開示決定部分については是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

請求対象外開示処分については、「固定資産評価審査委員会規程第2条第1項」において、「委員長が（中略）招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。」と規定されているのだから、固定資産評価審査委員会委員長から委員長自身に発せられた招集状は、開示される覚えは無く、請求対象外のものであるため、当該開示コピー代及び還付加算金の返還を求める。

部分不開示決定部分については、固定資産評価審査委員会規程第5条各項の規定に基づく呼出状について、会議録には、「税務会計課長及び同課員」が出席及び証言をしているにもかかわらず、当該呼出状が無い理由を「地方税法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は無い。」と付記していることは整合しないので是正を求める。

以上、2点主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、令和05年05月19日から現在（本請求書到達時点）の期間において開催された臨時会または定例会（但し「地方税法」規定どおり「審査のため」に限る）について、

①「固定資産評価審査委員会規定第2条各項」の規定に基づき発せられた「招集状」

②「同規定第5条各項」の規定に基づく「呼出状」

③「固定資産評価審査委員会条例第 12 条第 2 項」並びに「同規定第 6 条各項」の規定に基づく各議事についての調書のうち「各会議録」

の公文書開示請求に対して、①及び③については、委員の住所情報を黒塗り処理して部分開示し、②については「地方税法第 433 条第 7 項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は無い。」と、存在しない理由を付して、部分開示決定処分をしたものである。

①の開示に対して、審査請求人は、「固定資産評価審査委員会規程第 2 条第 1 項」において、「委員長が(中略)招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。」と規定されているのだから、固定資産評価審査委員会委員長から委員長自身に発せられた招集状は、開示される覚えは無く、請求対象外のものであるため、当該開示コピー代及び還付加算金の返還を主張している。

また、②の呼出状について、③の会議録には、「税務会計課長及び同課員」が出席及び証言をしているにもかかわらず、当該呼出状が無い理由を「地方税法第 433 条第 7 項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は無い。」と付記していることは整合しない、と主張している。

①の招集状は、委員長名で発出されるものであるが、文書の作成及び送付事務は同事務局職員が行っている。委員長から委員長自身への招集状の作成及び送付は、定例会の日時や場所等を書面にて委員長に伝達することを目的として、委員だけでなく、委員長に対しても送付している。そもそも情報公開制度は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」を請求できる制度であることから、作成された公文書は、本来作成不要であるかどうかに関わらず、開示請求されたものについては不開示情報を除き、請求者に開示する必要がある。本件公文書開示請求書には特段、委員長から委員長自身への招集状を除く旨の記載は無いことから、本件開示事務に誤りや瑕疵はなかったと判断している。

②の呼出状は、固定資産評価審査委員会規程第 5 条に基づいて発出されるものである。

規程第 5 条中に「関係者(審査申出人及び町長を除く。)」とあることから、審査申出人及び町長(補助機関である町長部局職員を含む)以外の関係者に対しては、呼出状を送付しなければならないが、審査申出人や町長、町長部局職員に対

しては、呼出状を送付する必要がある、と判断している（口頭での呼出でよい）。この規定により、補助機関である税務会計課長及び同課員に対して呼出状を送付せずに、口頭で出席を求めたものである。よって、地方税法第 433 条第 7 項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとする呼出状は無い、とした本件処分に違法又は不当な点はないと判断している。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○委員長自身に発せられた招集状が開示されたことに対して

当該招集状を処分庁が開示したことについては、存在する公文書を井川町情報公開条例に基づき開示決定したものであって、その決定に違法又は不当な点はない。なお、請求した公文書と請求していない公文書が併せて公開されていたとしても、そのことが請求人の不利益に当たるものとはいえない。手数料の徴収事務については、当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

○その他の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和 6 年 10 月 1 日付け井固評発第 29 号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7 年 1 月 23 日	諮問の受理（諮問第 15 号）
②	令和 7 年 3 月 19 日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和 7 年 5 月 26 日	継続審議
④	令和 7 年 7 月 28 日	答申案の審議

⑤	令和7年7月28日	答申
---	-----------	----

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士